

Weekly Report

第612日号
令和3年8月2日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

8月から適用開始となる主な制度等は

◎産業競争力強化法等の改正……*カーボンニュートラルやデジタルトランスフォーメーション、コロナ禍の厳しい経営環境で事業再構築に取り組む企業に税制支援(投資促進税制、繰越欠損金の控除上限の特例)などを行う「事業適応計画」の認定制度、*経営力向上計画の認定を受けた中小企業がM&Aを実施した場合に、設備投資減税や準備金積立の措置が活用できる「経営資源集約化税制」、*経営承継円滑化法に基づく認定を受けることで、所在不明株主の株式買取り等の手続きに必要な期間を1年に短縮する会社法の特例、などの制度が施行されます。

◎業務改善助成金の特例的な要件の拡充……中小企業が事業場内最低賃金を一定額以上引上げて、生産性向上のための設備投資などを行った場合に費用の一部を助成する制度について、「45円コース」を設けるとともに、新型コロナにより特に業況が厳しい企業の賃金引上げ対象人数に「10人以上」の区分を増設し、助成上限額を600万円に拡大します。

◎医薬品医療機器等法(薬機法)の改正……医薬品等の広告について、効能や効果などの虚偽・誇大広告を行った場合に、対象商品の売上の4.5%を課徴金として納付される制度の導入などが実施されます。

◎介護保険制度の改正……*介護のサービスを利用した際、負担限度額を超えた分を払戻す高額介護サービス費について、利用者又は同一世帯に課税所得380万円(年収約770万円)以上の65歳以上の方がいる場合は負担限度額を引上げ、*介護保険施設を利用する低所得の方への補足給付について、認定要件である預貯金額の見直しや、一定以上の収入等がある方の食費の負担限度額を引上げます。

令和2年度のふるさと納税は6725億円

総務省が公表した「ふるさと納税に関する現況調査」によると、令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)に行われたふるさと納税は、全地方団体の合計で受入額が約6725億円(前年度比1.4倍)、受入件数が約3489万件(同1.5倍)と、ともに過去最高となりました。

また、令和2年中に行ったふるさと納税により令和3年分度分の住民税から控除を受けた方は約552万人(同1.3倍)で、その控除額は約4311億円(同1.2倍)でした。このうち、確定申告を行わなくても控除が受けられるワンストップ特例制度を適用した方は約271万人(控除額は約1535億円)となっています。

★★★8月のチェックポイント★★★

- ※新型コロナウイルスの爆発的感染拡大が警告されています。職場での3密防止、手洗い、換気、時差通勤、テレワークなどを徹底します。また、ワクチン接種を積極的に受けるようにします。
- ※夏季休業を行う企業では、前後の事務や取引先との業務日程を調整するとともに、万が一に備えパソコンデータのバックアップをしておきます。
- ※従業員に対しては、夏季休業中は不要不急の外出や旅行などを控えるよう促し、万が一に備え緊急連絡網を作成しておきます。